様式

委員会規則第４条第１項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	飯綱町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.iizuna.nagano.jp/14/95/4126/004825.html

執行機関名　飯綱町教育委員会

知事等（教育委員会）が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務（負担金に係る事務）以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務（補助金に係る事務）

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	飯綱町就学援助費及び就学奨励費給付要綱（平成22年飯綱町教育委員会告示第2号）による就学援助に関する事務（就学奨励費関係）
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		飯綱町行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　別表第1第8の項 飯綱町就学援助費及び就学奨励費給付要綱（平成22年飯綱町教育委員会告示第2号）による就学援助に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項	飯綱町就学援助費及び就学奨励費給付要綱（平成22年飯綱町教育委員会告示第2号）第1条

⑥事務の趣旨又は目的	第二条　都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校又は当該都道府県の区域内の私立の特別支援学校への児童又は生徒の就学による保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第二号から第六号までに掲げるものについて、高等部（専攻科を除く。）の生徒に係るものにあつては第一号から第五号までに掲げるもの（付添人の付添に要する交通費を除く。）について、その全部又は一部を支弁しなければならない。 一　教科用図書の購入費 二　学校給食費 三　通学又は帰省に要する交通費及び付添人の付添に要する交通費 四　学校附設の寄宿舎居住に伴う経費 五　修学旅行費 六　学用品の購入費	第1条　この要綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第2項並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定により、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒並びに町立の小学校及び中学校の特別支援学級に就学する児童生徒若しくは通常の学級に在籍し、障がいに応じた特別の指導を受ける児童生徒の保護者に対し、予算の範囲内で就学に必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施と振興に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		飯綱町就学援助費及び就学奨励費給付要綱（平成22年飯綱町教育委員会告示第2号）